

論文

合衆国最高裁の政教分離判例における 「強制テスト」の形成過程と現在

根 田 恵 多*

1. はじめに

アメリカ合衆国憲法修正1条の「連邦議会は国教を樹立 (establishment) する法律を制定してはならない」と定める国教樹立禁止条項については、1971年の *Lemon v. Kurtzman* 判決⁽¹⁾ 以来、事案の類型に応じて様々な違憲審査基準が立てられている状況にある [根田 2014a: 179-185]。その1つに、公立学校の卒業式での祈祷をめぐる *Lee v. Weisman* 判決⁽²⁾ において提示された「強制テスト (coercion test)」がある。これは、政府が宗教的活動に参加するように「強制」しているか否かによって国教樹立禁止条項違反を判断する基準である。

この判決および「強制テスト」については、日本においてもすでに紹介・検討がなされているが⁽³⁾、本論文は、*Weisman* 判決以後の連邦最高裁判例における同テストの位置づけを分析することで、それらの先行研究に一定の成果を付け加えることを目的とする。まず、*Weisman* 判決がどのような審査基準として同テストを提示しているのかを、*Weisman* 判決とその先例から分析する。その上で、近時の連邦最高裁判例を

検討することを通して、同テストの射程や限界を明らかにする。

2. *Lee v. Weisman* 判決

2.1 事件の概要

ロードアイランド州プロヴィデンス市の教育委員会および教育長は、公立の中学校および高校の卒業式に聖職者を招いて祈祷を捧げるという慣行を、長年にわたって許可してきた。1989年6月にネイサン・ビショップ中学校で行われた卒業式でも、学校長ロバート・リーが市内の宗教団体 Temple Beth El の指導者ガッターマンを招き、2回にわたる祈りと祝祷 (invocation and benediction) が捧げられた。校長は、教育委員会から配布されたパンフレット「世俗的式典のための指針」⁽⁴⁾ のコピーをガッターマンに手渡し、特定の宗派に偏らない祈祷を捧げるように要請していた。しかし、ガッターマンは祈祷の中で神 (God) の加護を願い、主 (Lord) に感謝を捧げ、「アーメン」という言葉で祈祷を締めくくった。

この卒業式の4日前、同中学校に通うデボ

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程4年

ラ・ワイスマンの父親ダニエル・ワイスマンは、プロヴィデンス市の公立学校の卒業式に際しての神への祈禱を行わないように求める一方の緊急差止命令訴訟の申立てを連邦地裁に提起していた。連邦地裁は、卒業式の前日に、事件を審理する十分な時間がないとして、原告の申立てを否認した。卒業式への出席は本人の自由意志に委ねられていたが、6月29日、デボラとその家族は卒業式に出席した。

同年7月、原告は、学校長リーや市教育委員会等を相手取り、プロヴィデンス市の公立学校での進級式および卒業式において、聖職者による祈禱を行わないように求める差止訴訟を提起した。

この訴えに対し、連邦地裁は本件にレモン・テスト⁽⁵⁾を適用し、公立学校の卒業式等で祈禱を行うことは、政府権力と宗教的儀式とを同一視させ、宗教を促進する効果を有するため、連邦憲法修正1条の国教樹立禁止条項を侵害するものであるとの判決を下した。本件は、第一巡回区連邦控訴裁判所に上訴されたが、同裁判所は、連邦地裁の意見をそのまま受け入れた。

1992年6月、連邦最高裁は5対4で控訴裁判決を支持した。法廷意見はケネディ判事が執筆し、ブラックマン、スティーブズ、オコナー、スーターの各判事が同調した。ブラックマン判事とスーター判事がそれぞれ同意意見を執筆し、スカリア判事が反対意見を執筆している。

2.2 判旨

(1) ケネディ法廷意見

法廷意見は、「本判決の輪郭を定めコントロールする主要な事実、州の公務員が中等・高等学校の卒業式で宗教的慣行である祈禱を援

助・指揮していること」であって、宗教儀式に反対する生徒にとっても、宗教的な活動への参加が「明白で実際的な意味において義務的」であり、参加への「強制」が存在すると判断し、祈禱の継続を国教樹立禁止条項違反とした原判決を維持するとの判決を下した〔*Weisman*, at 586〕。

法廷意見によれば、「憲法は最低限、政府が何人をも宗教を支持し、あるいは宗教活動に参加するよう強制してはならないことを保障している」のであり、本件で問題となった卒業式での祈禱への州の関与は、この「核心的原理」に反する〔*Id.*, at 588〕。

また、本件における具体的な強制の問題は、「中等・高等学校という特殊な場所であるがゆえに、実際の宗教儀式の最中に生徒への微妙な強制的な圧力 (subtle coercive pressure) が存在し、生徒には出席あるいは参加したかのような態度を避ける真の選択肢が存在し得ないものであった」と述べている〔*Id.*, at 588〕。卒業式への出席が生徒本人の意志に委ねられていたとしても、本件卒業式での祈禱は、「政府行為としての象徴性を帯び、拒否を望む学齢期の児童に思想選択でのジレンマという心の葛藤」を引き起こすものとされる〔*Id.*, at 590〕。そして、このように反対者を祈禱に参加するか異議申立てをするかのジレンマに立たせることは、それが「成熟した大人」である場合について認められるか否かはともかく、州が初等および中等教育機関の生徒をこのような立場に置くことは許されないと判断している〔*Id.*, at 593〕。

州議会の開会に際して聖職者が祈禱する慣行を合憲とした *Marsh v. Chambers* 判決⁽⁶⁾ と本件との関係については、大人が自由に入出入りする

州議会の開会式と、生徒にとって最も重要な学校行事での強制的な雰囲気とは比較にならないとして、両者を区別した [Id, at 596-597]。

最後に、法廷意見は次のように述べている。「本件の事案において導かれた我々の法理は、必然的に、反対者の宗教的自由の権利 (dissenter's rights of religious freedom) が、政府によって侵害されているか否かを確定する審査基準の1つとして影響を与えるものとなる。……本裁判所の判断からして、学校が生徒に宗教行為に参加するよう説得したり強制したりすることはできない。本件では、この「強制」が行われているのであり、修正1条の国教樹立禁止条項によってこれは禁止されている」 [Id, at 598-599]。

(2) ブラックマン判事同意意見 (スティーブズ, オコナー判事同調)

ブラックマン判事は、国教樹立禁止条項違反を立証するためには、政府による強制の証明は「十分」であるが「必要」ではないと主張している。ブラックマン判事によれば、たとえ公立学校が実際に宗教活動に参加するよう生徒を強制していなくても、国教樹立禁止条項は、公立学校が宗教または特定の宗教的信念が好意を持たれている、もしくは優先されているというメッセージを伝達することを禁止している。そして、「Lemon判決で確立された解釈原理」に従うならば、本件の祈祷は疑いなく宗教活動であり、違憲であるとしている [Id, at 599-603]。

(3) スーター判事同意意見 (スティーブズ, オコナー判事同調)

スーター判事は、連邦最高裁の先例、国教樹

立禁止条項の条文、同条項制定の背景や歴史の分析から、強制の有無を国教樹立の審査基準とすべきとの主張に反対し、卒業式での祈祷は生徒に宗教を是認するメッセージを伝達する点で違憲であると述べている。そして、修正1条は、国教樹立禁止条項と自由行使条項という2つの条項からなっているのであって、国教樹立禁止条項について強制の有無を審査基準とするならば、同条項の意味は失われてしまうと主張する [Id, at 609-631]。

(4) スカリア判事反対意見 (レーンキスト, ホワイト, トーマス判事同調)

スカリア判事は、政府行為が国教樹立禁止条項に違反するか否かの境界線は、「歴史に適合し、かつ憲法起草者の理解を忠実に反映する」形で引かれなければならないとして、卒業式における祈祷はアメリカにおける長年の重要な伝統を構成するものであるから合憲であると主張している。また、心理的な圧迫までも含む法廷意見の「強制」概念を、際限なく拡張可能なものであると批判し、歴史的に禁止されてきた「強制」は法律および刑罰の威嚇にもとづく宗教的な正統 (orthodoxy) と財政的支援の強制のみであるとしている [Id, at 632-641]。

2.3 法廷意見における「強制テスト」

1971年Lemon判決以降、国教樹立禁止条項に関する事件の多くは、政府行為の目的、効果および宗教への過度の関与を要件とするレモン・テストによって判断されてきた。しかし、本件においてケネディ判事は、レモン・テストを適用することなく⁽⁷⁾、宗教の「強制 (coercion)」があったことを理由として違憲の

結論を導き出している。

このWeisman判決における強制テストの特徴は、「強制」の観念を広く解釈していることにある⁽⁸⁾。本件では、公立学校による卒業式の指揮・監督が、出席する生徒たちに、「祈祷の間、集団として起立するように、もしくは少なくとも敬意を込めた沈黙を守るように、生徒仲間からの圧力と同様に、公的な圧力を課する」ことが問題とされたのであった。ここでの圧力は、「微妙で間接的であるけれども、明白な強制と同じくらい現実的なものであり得る」と述べられている。生徒たちにこのような圧力を課し、宗教的儀式に「参加する」か「抗議する」かのジレンマに置くことも、宗教の「強制」に当たるのであり、国教樹立禁止条項に違反するとされているのである。

こうしたケネディ判事の「強制」観念を批判するのが、スカリア判事の反対意見である。スカリア判事は法廷意見の見解を「心理的強制テスト (test of psychological coercion)」と呼び、「無限に拡大され得る」ものであると主張している。スカリア判事によれば、歴史的に、国教樹立禁止条項は、「法の力と処罰の威嚇による宗教的正統と財政的支援の強制」および「公的課税による宗教一般の財政的援助」を禁止するものと解釈されてきた。さらに、連邦最高裁は、法的な強制が存在しない時でも、政府が宗派的 (sectarian) な宗教の是認を行うならば、それを違憲と判断してきたという [*Id.*, at 638-646]。

また、法廷意見に加わったブラックマン判事、スーター判事も、「強制」の有無を国教樹立禁止条項の審査基準とすることに對しては否定的な意見を執筆しており、スティーブンズ判

事とオコナー判事もそれらの意見に同調している。すなわち、ケネディ判事の「強制テスト」は、法廷意見において採用されているものの、国教樹立に関する一般的な審査基準としては、他の判事たちからの支持を得ていないのである。

学説からも、強制テストを前提とすると国教樹立禁止条項が自由行使条項に還元されてしまい、その存在意義を失ってしまうこと [Paulsen 1993: 843], 「強制」概念を広く解釈すると宗教的多数派の見解が反映されてしまう恐れがあること [Gey 1994: 463-534] などが問題点として指摘されている⁽⁹⁾。

それでは、この「強制テスト」はいかなる射程を持つ基準であり、どのように機能し得るもののだろうか。このテストが「公立学校の卒業式での祈祷」以外の事例においても適用可能なものであるか、本判決でケネディ判事は明言していない。そこで、次章で、Weisman判決以前の関連する判例を概観し、ケネディ判事が先例を踏まえた上で、どのようなテストとしてこれを提唱しようとしていたのかを検討する。

3. 「強制テスト」の先例

3.1 Engel v. Vitale判決

Weisman判決法廷意見が、公立学校における祈祷事例の重要な先例と位置付けているのが、1962年のEngel v. Vitale判決⁽¹⁰⁾である。Weisman判決法廷意見は、同判決の「政府によって行われる宗教的プログラムの一部として朗唱させる公定の祈祷を作り上げることは、アメリカ人民のいかなる集団に対してであれ、政府の業務ではまったくくない」という一文を引用し、これを

「我々の国教樹立禁止条項判例の核心的原理」であると述べている [Id, at 588]。

Engel事件の概要は、次のようなものである。ニューヨーク州の公立学校の各クラスにおいて、毎日始業時にニューヨーク州教育委員会が作成した祈祷文を朗唱するように、学区教育委員会より指示が下された。その祈祷文は、「全能なる神よ、私たちはあなたにより頼んでいることを認めます。私たちは、あなたが私たちを、親たちを、教師たちを、そして私たちの国家を祝福してくださることを請い求めます」というものであった。この祈祷が実施された学校の生徒の親5名が、公立学校における公定の祈祷の使用は修正1条に違反するという理由で訴訟を提起した。

1962年、連邦最高裁はこの祈祷計画を6対1で違憲とした。ブラック判事の執筆した法廷意見は、問題となっているニューヨーク州のプログラムは「宗教活動」であり、そのような祈祷を朗唱させるために公立学校制度を利用することは、国教樹立禁止条項と「まったく相容れない」と述べている [Engel, at 424]。

また、政府機関によって作成された祈祷文が宗派的に中立的であるという事実も、また生徒がそれを守るかどうかは本人の自由に任されているという事実も、その祈祷を国教樹立禁止条項の制約から免れさせるものとは認められないとした [Id, at 430]。

ここで注目したいのが、Engel判決法廷意見では、「国教樹立禁止条項は、自由行使条項とは違って、政府の直接的な強制があったかどうかは問題ではない」とされていることである。同法廷意見は、政府の直接的強制がなくとも、公定の宗教 (official religion) を樹立する法律の

制定がなされただけで、国教樹立禁止条項は侵害されることになるという。そして、「政府の権力、威信、財政的支援が特定の宗教的信仰の背後におかれている場合、宗教的少数者に対して、支配的な公認の宗教に従うようにという間接的な強制的圧力 (indirect coercive pressure) がかかるのは明白である」と述べている [Id, at 431]。つまり、政府による直接的な強制があった場合には、そのような政府行為は自由行使条項に違反することになるが、公定宗教に従うようにという間接的圧力がかけられるような場合には、国教樹立禁止条項違反が問われることになるとされているのである⁽¹¹⁾。

ただし、同法廷意見は、「国教樹立禁止条項のもっとも直接的な目的は、政府と宗教の結合が政府を破壊させ、宗教を墮落せしめる傾向を有するという信念に基礎を置く」ものであると述べており、「間接的な強制的圧力」の防止は第一の目的ではないとされている [Id, at 431] 点に注意が必要であろう。

3.2 Abington v. Schempp 判決

Weismann 判決法廷意見が、公立の初等・中等学校における「微妙な強制的圧力」からの良心の自由の保護を問題とした先例として参照しているもう1つの判決が、1963年のAbington v. Schempp 判決⁽¹²⁾ である。

この事件の概要は、次のようなものである。ペンシルヴェニア州アビントンでは、州法によって、各公立学校の始業時に、聖書の中の少なくとも10節が注釈なしに読まれることとされていた。この州法では、両親もしくは保護者の書面による要求に基づいて、生徒の聖書朗読の免除を認めていた。しかし、原告シェンプは、

子どもたちの聖書朗読への参加免除が認められたとしても、子どもたちは始業時に教室から出てホールに立っていないなければならないだけでなく、聖書朗読のすぐ後に行われる学校の伝達も聞けなくなることから、当該州法の実施を禁止するよう求めて訴訟を提起した。

連邦最高裁は、8対1で公立学校における聖書朗読を違憲とする判決を下した。クラーク判事の手による法廷意見は、連邦最高裁が過去20年間にわたり、「国教樹立禁止条項は、宗教的信念やその表現に関するあらゆる立法権力を許さないという立場を一貫して取ってきている」と述べ、その判断基準は、「立法の目的と主要な効果は何かということである。そのどちらかが宗教の促進 (advancement)、あるいは阻害 (inhibition) であるとき、その立法は憲法によって制限されている立法権の範囲を逸脱するものである。すなわち、それが国教樹立禁止条項の非難に耐えるためには、世俗的な立法目的と主要な効果が、宗教の促進でも阻害でもないものでなければならない」としている [Schempp, at 222]。そして、学校に行くことを法的義務とされている生徒の教科活動の一環として、始業時に聖書を朗読する慣行は、その性質上宗教的なものであって、このような慣行およびそれを要求する法律は国教樹立禁止条項に違反すると結論付けている。

このSchempp判決法廷意見は、宗教に対して援助も反対もしないという意味の「厳格な中立性」の維持を政府に要求するものであり、後に確立されるレモン・テストの萌芽をここに見出すことができる⁽¹³⁾。しかし、Weisman判決との関連で注目すべきは、当該州法が、生徒の自由意思に基づく参加の免除を認めていても、国

教樹立禁止条項に違反するとされた点である。ここでも、Engel判決の「間接的な強制的圧力」に言及した部分が引用され、自由行使条項違反の場合とは違って、国教樹立禁止条項違反の認定には必ずしも直接的な「強制」の存在は必要ないと述べられている [Id, at 221-223]。

3.3 County of Allegheny v. ACLU判決

ここまで見てきた2つの判決は、いずれも公立の初等・中等学校における宗教的慣行が違憲とされた例であった。公立学校においては、政府による「直接的な強制」がなかったとしても、すなわち生徒たちの自由意思に基づく免除が認められていたとしても、公認の宗教に従うようにという「間接的な強制的圧力」が働き得るのであって、そのような「強制」は国教樹立禁止条項に違反するとの判断が示されたのである。

Weisman判決ケネディ法廷意見は、これらの先例に基づいて「強制テスト」を提唱しているのであるが、同時に、政府による宗教的な展示の合憲性が争われたCounty of Allegheny v. ACLU判決⁽¹⁴⁾で自身が執筆した個別意見も参照している。

同事件の概要は次のようなものであった。ピッツバーグのアレゲニー郡では、その公的施設にキリストの再臨を表す展示 (クレーシュ) と、ユダヤ教のハヌカー祭を表す枝付の燭台 (メノラー) を展示していた。前者の展示には「いと高きところの神に栄光あれ」と書かれ、後者の展示には「自由への敬礼」というメッセージが添えられていた。人権擁護団体であるアメリカ自由人権協会 (ACLU) は、この2つの展示は国家による宗教の是認を意味するとし

て提訴した。

ブラックマン判事の執筆した法廷意見は、政府行為が宗教を是認あるいは否認するメッセージを伝達しているかどうかを「合理的な観察者」の視点から問うという、いわゆる「エンドスメント・テスト」を採用し、2つの展示についての判断を行った。クレージュの展示については、アレゲニー郡がキリスト教正統派を支持し、助長するメッセージを発しているとして国教樹立禁止条項に違反すると判断した。そして、メノラーを含む展示については、あらゆる宗教に中立的な「自由」というメッセージを含む世俗的な展示であるとして、その合憲性を認めた。

この法廷意見に対し、ケネディ判事は一部同意・一部反対意見を執筆している。ケネディ判事は、レモン・テストに対する「説得力のある批判」が提起されてきていると述べ、「我々の国教樹立禁止条項ドクトリンの実質的な修正」の必要性を示唆して、レモン・テストを用いずに具体的な審査を行う [*Allegheny*, at 656]。

まずケネディ判事は、自身のテストを打ち出す前提として、「宗教の受容、認知、支援という政府の政策は、我々の政治的文化的遺産の一部として受け入れられている」、「国教樹立禁止条項は、宗教を認知もしくは援助するいかなる行為をも政府に要求しているのではなく、むしろ宗教が我々の社会において果たす中心的な役割を認識し受容することについて一定の自由を政府に認めている」、「我々の遺産に敏感でないどんなアプローチも、宗教に対する潜在的な敵意に近い」という認識を示し、その上で、先例が「2つの制限的原理」を示していると述べる。それは、「政府は何人に対しても、何らかの宗

教またはその活動を支持あるいは参加するように強制してはならない」という原理と、「政府は敵意または冷淡な無関心を避けるという見せかけの下で、事実上、『宗教もしくは宗教的信仰を樹立 (establishment) する、あるいは樹立する方向に向かう』ほどに、宗教に直接的な利益を与えてはならない」という原理であるとされる [*Id.*, at 657-663]。

ケネディ判事は、この2つの原理に従って、本件クレージュとメノラーの展示は、「宗教的祝日の純粋に受動的なシンボル (purely passive symbols)」であって、「政府の強制的権限が、何らかの点でキリスト教とユダヤ教の利益を助長するために使用されたという示唆は存在しない」ために、どちらも合憲であるとしている [*Id.*, at 663-665]。

ここでケネディ判事は、議会の開会式での祈祷を合憲としたMarsh判決を参照し、国教樹立禁止条項が一定の宗教的慣行を許容するものであるということを前提としながら、「強制」の要素があるものについては違憲であるとしている。つまり、国教樹立禁止条項の下で許容される宗教的慣行と許容されない宗教的慣行とのメルクマールとして、「強制」観念を用いていると考えられる。

そして、この「強制」が何を意味するかについては、Engel判決を参照しながら、連邦最高裁の先例が「直接的な強制」を国教樹立禁止条項違反の認定に常に必要なものとはしていないこと、Engel判決で違憲とされた祈祷が「間接的な様式において疑いなく強制的なもの」であったことを指摘している [*Id.*, at 662]。

また、「宗教的信仰の象徴的な承認または受容が極端な場合には、国教樹立禁止条項に違反

するかもしれない」とし、その例として、「市が市庁舎の屋上に大きな十字架を恒久的に設置することを許すのを国教樹立禁止条項が禁止していることを疑わない」と述べている。ケネディ判事は、Allegheny事件のクレージュとメノラーを「受動的な展示」として合憲と判断したが、この例のように「通年の目立つ宗教的展示」については、「特定の宗教のために改宗 (proselytize) しようとする明白な努力の背後に政府の重みを置く」ことになるために違憲だと主張している [Id, at 661]。

Allegheny判決ブラックマン法廷意見が、こうしたケネディ判事のテストを「改宗テスト (proselytization test)」と呼んでいる [Id, at 607] ように、政府による宗教的展示が「間接的な強制的圧力」をかける違憲なものであるかを判断するためには、政府がその展示をもって「改宗」を行おうとしているかどうかを鍵となりとされているのである⁽¹⁵⁾。

3.4 小括

ここまで、ケネディ判事がWeisman判決において「強制テスト」を提唱する際に参照した連邦最高裁判例を概観してきた。Allegheny判決の個別意見で提示された「強制テスト (改宗テスト)」は、政府による宗教的慣行の多くは国教樹立禁止条項に違反しないという前提の下で、それでもなお憲法によって許容されない慣行を切り分けるために「強制 (改宗)」の要素を用いるものであった。これは、①立法目的が世俗的なものでなければならず、②主要な効果が宗教を促進も阻害もしないものでなければならず、③政府と宗教の過度の関与があってはならないとするレモン・テストとは、原則と例外

の関係が逆転している。

また、ケネディ判事は同意見において、エンドースメント・テストに対してもコンテキスト依存のテストであるとの批判を展開しており⁽¹⁶⁾、レモン・テストおよびエンドースメント・テストの下では、非強制的・非宗派的な宗教的慣行も違憲とされ得るという点を問題視している⁽¹⁷⁾ [Id, at 670]。

ケネディ判事がレモン・テストの三要件や「エンドースメント」に代わるものとして提唱した「間接的な強制的圧力」という観念は、公立学校での宗教的慣行についての先例であるEngel判決およびSchempp判決を参照したものであった。宗教的な展示が問題となったAllegheny判決でこれを用いていることから、ケネディ判事は「間接的な強制的圧力」が問題となるケースを公立学校での事例に限定しているわけではないように思われる。そして、より一般的に適用可能な観念として、政府による「改宗の努力」を提示している。しかし、Weisman判決では「改宗」への言及はなく⁽¹⁸⁾、ケネディ判事がこの立場をその後も維持しているかどうかは明らかではない。

こうしたケネディ判事の「強制テスト」は、Allegheny判決において各判事から批判を浴び、先に述べたように、「強制テスト」が法廷意見において採用されたWeisman判決でも「強制」部分は他の判事から支持されていなかった。ケネディ判事自身は、少なくともAllegheny判決の時点においては、同テストを公立学校での宗教的慣行以外の場面でも適用可能なものと想定していたと考えられるが、それでは、その後の連邦最高裁判決ではどのように用いられているのだろうか。次章で、Weisman判決以降の連邦

最高裁判決から、「強制テスト」の現在地点を探っていく。

4. 「強制テスト」の現在

4.1 Santa Fe v. Doe判決

Weisman判決以降、公立学校での宗教的慣行の合憲性が連邦最高裁で争われたのが、2000年のSanta Fe v. Doe判決⁽¹⁹⁾である。

この事件の概要は、次のようなものであった。テキサス州サンタフェ高校では、アメリカンフットボールの試合の前に、生徒会が選出した生徒によって祈禱を行っていた。その祈禱が国教樹立禁止条項に違反するのではないかとの訴訟が提起され、連邦地裁は、宗派的に偏っておらず、改宗を奨励しないような祈禱のみを認める仮決定を下した。この仮決定を受けて、サンタフェ学区は、試合の前に生徒主催で行われる祈禱を容認する方針を決定した。この方針は、試合の前に祈禱を行うかどうかについて生徒による無記名投票を実施し、祈禱を行うことになった場合には、その祈禱を捧げる生徒代表を投票で選出するようにと定めていた。

連邦最高裁は、6対3で当該方針の一部を憲法違反とした原判決を支持した。スティーブズ判事の手による法廷意見は、本件の祈禱はパブリック・フォーラムにおける「私的な表現」とは認められず、学区の方針によって承認され、公の施設において学校行事の一部として行われるものであることを指摘する。そして、学区は祈禱についての投票制度を設けることで宗教的メッセージとの関わり合いを排除しようと試みたのであるが、投票は校長の助言と監督の下で生徒会によって実施されるものであり、

当該方針は「宗教的メッセージを促進するもの」であるとしている [Santa Fe, at 301-306]。

同法廷意見によれば、「当該法律の条文、立法の経緯および施行の実態を熟知している客観的観察者」から見ると、学校による宗教的メッセージの後援は、祈禱に反対する観客に「部外者であって政治的共同体の完全な成員ではない」というメッセージを送り、信者に対しては「部内者であって政治的共同体内で優遇される成員である」というメッセージを送るものである [Id, at 308-310]。

また、アメリカンフットボールの試合を観に行くということには、授業や卒業式への出席ほどの「強制」はないが、伝統的に集会の機会である高校のアメリカンフットボールの試合に行くか行かないかという選択は現実的に難しいものであり、修正1条はそのような選択を生徒に迫ることを禁じているという [Id, at 310-313]。

最後に、同法廷意見はレモン・テストを用いて当該方針の文面審査を行い、祈禱という「唯一かつ明白に優遇されているメッセージ」を規定していることから、当該方針の文面自体からその目的が憲法違反のものであることは明らかであるとしている [Id, at 314-315]。

本件では、生徒主催の祈禱の合憲性が争われたのであるが、スティーブズ法廷意見は、祈禱に対する学校の関与を認め、エンドースメント・テストを適用して学区の方針を違憲と判断した。その上で、生徒たちに試合を観戦しに行くことへの社会的圧力が存在することを認め、さらにレモン・テストを用いて当該方針の文面審査を行って、宗教目的を認めた。すなわち、本法廷意見はエンドースメント・テスト、強制テスト、レモン・テストという3つのテ

トを併用して判断を行っているのである⁽²⁰⁾。

Weisman判決は、レモン・テストやエンドースメント・テストを用いずとも、「強制」が存在することによって卒業式での祈祷を違憲と判断できるとしていた。しかし、このSanta Fe判決スティーブズ法廷意見は、Weisman判決を先例として参照しながらも、「強制」のみを基準とする判断は行っていないことに注意が必要であろう⁽²¹⁾。本法廷意見の枠組みでは、仮に生徒たちへの「間接的な強制的圧力」が存在していなかったとしても、政府が宗教を是認するメッセージを送っているという点で違憲と判断されるのである。

4.2 2つの十戒掲事例

Allegheny判決以後、政府による公的な宗教的展示についての連邦最高裁判決としては、十戒の掲示をめぐる2005年のMcCreary County v. ACLU判決⁽²²⁾とVan Orden v. Perry判決⁽²³⁾がある。

十戒の掲示については、公立の初等・中等学校の教室に印刷した十戒を掲示することを定めるケンタッキー州法を目的と効果の宗教性を理由に違憲と判断した1980年のStone v. Graham判決⁽²⁴⁾が先例として確立しており、同判決以後、連邦最高裁は十戒に関する事件の裁量上訴を拒み続けていた。しかし、連邦最高裁はMcCreary事件とVan Orden事件について裁量上訴を受理し、前者はレモン・テストを適用して違憲、後者は適用せず合憲と判断したのである。

McCreary判決では、郡議会が庁舎内の人通りの多い場所に十戒の額を掲示したことが問題となった。ACLUがこの十戒掲示の差止を求め

て提訴すると、郡議会は展示物を増やし、メイフラワー協約や独立宣言など8つの文書を十戒よりも小さな額に入れて掲示した。この修正後の展示が連邦地裁で違憲判断を受け、郡はさらに展示内容を修正した。マグナ・カルタを加えるなど展示の入替を行い、9つの文書の額の大きさを揃えて、「十戒は西洋法思想とアメリカの形成に重大な影響を及ぼしている」という内容の説明文を付け加えた。

この再修正後の展示について、スーター判事の法廷意見（スティーブズ、オコナー、ギンズバーグ、ブライヤー判事同調）は、「客観的観察者」の視点から展示の経緯や性質について検討を行い、展示の目的が宗教的なものであることを理由に違憲と判断した〔McCreary, at 868-874〕。

Van Orden判決は、イーグルス友愛組合が1961年テキサス州議会議事堂の公園に寄贈した十戒記念碑について争われた。この公園には、アラモ砦の英雄、第1次・第2次世界大戦に従軍した兵士や消防士の像など、州の歴史に関する16の記念碑が設置されていた。元弁護士であった原告トーマス・ヴァン・オーデンが、この十戒記念碑の違憲確認と撤去を求めて訴訟を提起した。連邦地裁および連邦控訴裁では、記念碑の場所や設置の態様、経緯、記念碑について40年以上争われてこなかったことなどから、宗教目的も宗教を是認する効果もないとして、合憲と判断された。

連邦最高裁でも合憲判断が多数派となったが、レーンキスト首席判事の執筆した意見（スカリア、ケネディ、トーマス判事同調）は相対多数意見にとどまった。同意見は、レモン・テストは「テキサス州が議事堂の敷地に建てたよ

うな受動的な記念碑 (passive monument) を扱うには有用ではない。その代わりに、本法廷の分析を導くのは、記念碑の性格と我が国の歴史である」として、同テストを適用しなかった [Van Orden, at 686]。

記念碑という形で十戒を掲示することはアメリカの各地で見られることであり、連邦最高裁など様々な公共建造物にも同種の展示がなされているのであって、「このような展示や、三権の各機関が十戒の役割を認める行為は、宗教を承認するアメリカの豊かな伝統を示す」ものであるとされた。そして、十戒はもちろん宗教的なものであるが、同時に歴史的意義も有するものであって、「単に宗教的内容を持つ、あるいは宗教の教義と一致するメッセージを促進するからとって、国教樹立禁止条項に違反するものではない」とした [Id, at 688-690]。

また、本件の記念碑の設置は、「小学生が毎日十戒の文言と対峙したStone事件よりもはるかに受動的に十戒の文言を用いる」ものであるとして、本件の事案とStone判決の事案を区別した [Id, at 690-692]。

両判決は、ともに公的施設における十戒掲示について判断を示したものであるが、その合憲性審査の手法は大きく異なっている。McCreary判決は「客観的観察者」の視点を採用し、展示の経緯や状況等を総合的に判断するという形で、エンドースメント・テストの要素を取り入れた立法目的の審査を行っている。それに対し、Van Orden判決は「歴史」を決め手として記念碑の合憲性を認めている。

両判決においてWeisman判決がどう位置づけられているかを見ると、Van Orden判決においては、問題となっている十戒の掲示が

「Schempp判決やWeisman判決で違憲とされた祈祷とは異なる」という文脈で参照され、「受動的な使用」であれば国教樹立禁止条項に違反しないという主張を支えるものとして用いられている [Id, at 691-692]。

McCreary判決においては、スカリア判事が反対意見でWeisman判決およびAllegheny判決ケネディ個別意見を参照し、「微妙な強制的圧力」という強制観念には反対するとしながらも、強制が存在しない「受動的な展示」については合憲とすべきとの主張を展開している [McCreary, at 908-909]。

4.3 Town of Greece v. Galloway判決

政府による宗教的慣行をめぐる近時の連邦最高裁判例に、2014年のTown of Greece v. Galloway判決⁽²⁵⁾がある。同判決の法廷意見はケネディ判事によって執筆されており、現在の連邦最高裁における「強制テスト」の位置づけを検討するために有用であると考えられる。

この事件の概要は、次のようなものである。グリース町では月例の理事会会合の開会にあたって沈黙の時間を設けていたが、1999年になって、新たに選出された執務官が、それまで勤めていた郡議会と同様の祈祷の儀式を導入した。町当局は、祈祷の内容を招請した聖職者の自由に任せており、内容を事前に審査することはなかった。また、無神論者を含むどんな信条を有する市民であっても等しく祈祷を主導することができるとしていたが、1999年から2007年までの間に祈祷を行った聖職者は、いずれもキリスト教徒であった。このような祈祷の実施に対して、町の住民であるギャロウェイらは、町当局がキリスト教徒をそれ以外の者よりも優遇

していること、宗派的な内容の祈りを支持していることを理由に、国教樹立禁止条項に違反するとして訴訟を提起した。

ケネディ判事執筆の法廷意見（ロバーツ首席判事とアリート判事が同調，スカリア判事とトーマス判事が一部同調）は、議会の開会にあたって祈りを捧げることがアメリカの長い歴史的传统であることを強調し、「議会における祈りは、宗教的な性格があったとしても、国教樹立禁止条項に適合するもの」と判示した先例として、Marsh判決を挙げている。同法廷意見は、Marsh判決がレモン・テスト等の審査基準を用いずに判決を下した例外的な先例であるとの主張に反論し、「Marsh判決は、歴史に照らして特定の儀式が許容されることが証明されている場合には、国教樹立禁止条項の境界を厳密に画する必要がないとの主張を支持している」という解釈を提示する〔*Galloway*, at 1818〕。

また、そのようなアメリカに長く根付いてきた伝統を無効にするような審査基準は、「宗教を理由とした新たな分裂や争訟を作り上げることになる」と述べ、「グリーンズ町における祈りの儀式が、連邦議会や州議会で長く踏襲されてきた伝統に一致するかどうか」を審査するべきであると主張し、本件祈りは国教樹立禁止条項に違反しないとの判断を下している〔*Id.*, at 1819〕。

ここで注目すべきは、被上告人（原告）が、理事会会合の雰囲気や運営の仕方が、非信仰者に対して会場にとどまるように、あるいはそれらしく祈りに参加しているふりをするように強要する「社会的圧力」をかけると主張していた点である。加えて、被上告人らは、祈りの宗派的な内容が、特定の宗教を信仰しない者に対し

て自らの信条に反するかもしれない祈りを強要するという、「微妙な強制的圧力」を作り上げていると主張している。

このような主張に対して、ケネディ法廷意見は、「祈りが行われている場所と、その祈りが誰に向けられているかということの両方を考察する事実指向（fact-sensitive）の審査」を行う必要があるとし、そのような審査の結果として、本件の祈りが「宗教的な服従を強制している」とは言えないとの判断を下している。ケネディ判事は、エンドースメント・テストの「合理的観察者」の視点を援用し、議会での祈りが長く続いてきたことを熟知している合理的観察者の目から見れば、本件のような祈りの儀式は参加しない者を「改宗」させる機会を政府に与えるものではないと主張する。そして、本件では理事が祈りへの参加を命じたり、反対する者を侮辱したりするような事実は認められず、反対者が「排除された」という感情を抱いたとしても、そのような不快感は「強制」とは異なるとしている。また、Weisman判決の事案とは異なって、本件では会合への参加者の出入りは自由であり、「成熟した大人」にとっては憲法に反するような強制がなされてはいないとしている〔*Id.*, at 1825-1827〕。

ここにおいて、ケネディ判事が何を国教樹立禁止条項の下で禁止されるべき「強制」と捉えているか、その理解の一端が示されている。すなわち、政府が祈りを命じたり、祈りに反対する者を侮辱したり、会合からの退出を認めないような場合には、違憲な「強制」がなされていると解されることになる。そして、それら「改宗」を迫るような「強制」が存在しない場合には、たとえ非信仰者が理事や他の出席者との関係を考

慮して祈祷に参加するかしないかという選択を迫られる——「社会的圧力」を感じる——としても、その人が「成熟した大人」であれば、そこには違憲な「強制」は存在しないのである⁽²⁶⁾。

4.4 小括

ここまで、Weisman判決以後の関連する連邦最高裁判決を概観してきた。これらの判決から明らかなのは、「強制」の要素のみを根拠に国教樹立禁止条項違反を認定するという「テスト」は、法廷意見においては採用されていないということである。公立高校での事例であるSanta Fe判決の法廷意見は、「微妙な間接的圧力」の存在を認定していたが、国教樹立禁止条項違反であるとの結論を導くためには、エンドスメント・テストやレモン・テストも併用されていた。また、Van Orden判決では、十戒の「受動的な使用」は国教樹立禁止条項に反しないという主張を支えるものとしてWeisman判決が用いられていたが、合憲判断を導いたのは「歴史」であった。そして、Galloway判決では、アメリカにおいて長く支持されてきた宗教的慣行については、「改宗」を迫るようなものでないかぎり、成熟した大人に対して違憲な強制を行うものではないとの判断が示された。

Weisman判決法廷意見は、公立学校の卒業式での祈祷という事案においては、レモン・テスト等の審査基準を用いずとも、間接的なものも含む「強制」の存在のみをもって国教樹立禁止条項違反と判断できると示していた。そして、同法廷意見では「強制」の射程がどこまで及ぶか明言されておらず、Allegheny判決ケネディ個別意見は政府による宗教的展示の事例でも「微妙な間接的圧力」を問題とする可能性を示

唆していた。しかし、そのように「強制」の射程を拡大することは他の判事からの支持を得られず、またケネディ判事自身も、Weisman判決以後の諸判例において「強制テスト」を国教樹立禁止条項事例一般に適用可能な審査基準として強く主張してはいない。

5. むすびに

Allegheny判決ケネディ個別意見における「強制テスト」は、アメリカにおいて歴史的に許容されてきた宗教的慣行が原則として国教樹立禁止条項に違反しないことを前提としつつ、先例に従って許容されない宗教的慣行を切り分けるために提唱されたものであった。この「強制テスト」は、Weisman判決において「公立の初等・中等学校においては、直接的な強制がなくとも、生徒への微妙な間接的圧力は国教樹立禁止条項違反となる」というテストとして再定式化され、法廷意見において採用されたのであった。

議会での祈祷のような宗教的慣行と国教樹立禁止条項との関係をどのように理解するかという難問に対して、「強制」の有無によって判断するというケネディ判事の示した枠組は、1つの回答を試みているものであるといえよう。

Weisman判決ははまだ覆されていない。しかし、同判決の「テスト」は、「微妙な間接的圧力」を問題にする点がSanta Fe判決に引き継がれたものの、公立学校以外の事例では、アメリカにおける歴史的・伝統的な宗教的慣行を正当化する際に「強制」の不在が論じられるにとどまっている。

「強制テスト」は、国教樹立禁止条項事例に

一般的に適用可能なテストではない。どのような場合において、どのような「強制」や「改宗」を迫る努力が違憲なものとして判断されるかは、「テスト」それ自体からは必ずしも明らかではないのである。

もしこの「テスト」に有用性があるとすれば、公立学校という特殊な場においては、直接的な強制だけでなく心理的な圧迫も含めて慎重に判断するようにと裁判所に要求する点である⁽²⁷⁾。レモン・テストは、定式の厳格さに反して弾力的に適用されてきた [根田 2014b: 76-88]。「強制テスト」も、単に目的・効果・関与の三要件から宗教性の有無を審査するというだけでなく、事案に即した実体的な判断をするために用いる余地を残しているといえよう。

[投稿受理日2016.9.16/掲載決定日2017.1.27]

注

- (1) *Lemon v. Kurtzman*, 403 U.S. 602 (1971).
- (2) *Lee v. Weisman*, 505 U.S. 577 (1992).
- (3) *Weisman* 判決の評釈 [藤田 1993; 長谷部 1998], 連邦最高裁判例における「強制」概念について検討したものとして [土屋 1993; 徳永2004], 国教樹立禁止条項の審査基準の展開を整理したものとして [神尾 2005: 358-363; 榎 2009: 32-34; 門田 2009: 289-291] を参照。
- (4) キリスト教・ユダヤ教全国協議会 (National Conference of Christians and Jews) が作成したもの。世俗的式典における公式の祈祷の内容を、「包括性と感受性」をもって作成するようにすすめていた。
- (5) 争われている法律は、①世俗的な立法目的を有するものでなければならない、②その主要な効果は宗教を促進することも阻害することもないものでなければならない、③政府と宗教の過度の関与を生じさせるものであってはならない、とするテスト [*Lemon*, at 612-613]。
- (6) *Marsh v. Chambers*, 463 U.S. 783 (1983).
- (7) ただし、ケネディ判事は、本件の具体的事実においては「公立学校における祈祷および宗教活動

に関する判例のみ」から結論を導き出すことができると述べるにとどまり、本判決においてレモン・テストを再検討する必要はないとしている [*Weisman*, at 586-587]。

- (8) このように「強制」概念を拡張することは、必ずしもレモン・テストを放棄することにはつながらず、むしろ同テストの「効果」要件の機能を強化し得るとの指摘がなされている [Alemik 2006: 1184; Conkle 1993: 872-874]。
- (9) 同様の問題を指摘するものとして、[Laycock 1986: 922; Sullivan 1992: 36, Sherry 1992: 134-135]。マイケル・マコンネルも、*Weisman* 判決に先立って「強制」概念を国教樹立禁止条項違反の基準とすべきと主張していたが [McConnell 1986: 940-941], *Weisman* 判決の定式は宗教的多数派に有利に働く恐れがあると指摘している [McConnell 1992: 159]。
- (10) *Engel v. Vitale*, 370 U.S. 421 (1962).
- (11) アーサー・サザーランドは、本件は国教樹立禁止条項の問題というよりもむしろ自由行使条項の問題であると主張し、法廷意見の論理を首尾一貫させようとするれば、アメリカ国歌や独立宣言を教室で朗唱することも違憲になり得ると指摘する [Sutherland 1962: 36-37]。
- (12) *Abington School District v. Schempp*, 374 U.S. 203 (1963).
- (13) クラーク法廷意見における「厳格な中立性」概念およびレモン・テストの形成過程については、[根田 2014b: 81-86] 参照。
- (14) *County of Allegheny v. American Civil Liberties Union*, 492 U.S. 573 (1989).
- (15) ケネディ判事が「改宗を迫る政府の努力」を問題にしていることから、「強制テスト」は宗教に対する敵意によって動機づけられた政府行為を捉えようとするものとの見方もある [Goldberg 2006: 801-803]。
- (16) オコナー判事は、ケネディ判事のテストを用いたとしても、具体的なコンテキストに即して「慎重に、しばしば困難な線引き」を行うことは避けられないとしている [*Allegheny*, at 629-631]。また、ブラックマン法廷意見も、「改宗テスト」は綿密な事実分析を要求するという同じ「欠点」——そう呼ばなければならないとすれば——を抱えている」と述べている [*Id.*, at 606]。

- (17) ただし、エンドースメント・テストを提唱したオコナー判事は、アメリカの歴史において重要な位置を占めるような宗教的慣行は「儀礼的的神性 ceremonial deism」というカテゴリに含まれ、政府がそれを行ったとしても国教樹立禁止条項に違反しないとの見解を主張している [根田 2014a: 185-186]。
- (18) この点をもって、[土屋 1993: 49-53] は、ケネディ判事が *Allegheny* 判決の強制テストを *Weisman* 判決において「修正」したとの見方を示している。
- (19) *Santa Fe Independent School Dist. v. Doe*, 530 U.S. 290 (2000).
- (20) 3つのテストのうち、レモン・テストは他の2つのテストによる判断を補強するために用いられているに過ぎず [Muehlhoff 2000: 430], レモン・テストは実質的に適用されていないとの見方もある [Veen 2000: 1495]。また、本判決での強制テストの用い方が下級審判決に混乱をもたらしているとの指摘がなされている [Strasser 2009: 472-483]。
- (21) もっとも、*Weisman* 判決法廷意見も「最低限強制が禁じられる」としているのであって、「強制」以外を用いて違憲と判断する可能性を排除してはいない。
- (22) *McCreary County v. ACLU of Kentucky*, 545 U.S. 844 (2005).
- (23) *Van Orden v. Perry*, 545 U.S. 677 (2005).
- (24) *Stone v. Graham*, 449 U.S. 39 (1980).
- (25) *Town of Greece, New York v. Galloway*, 134 S. Ct. 1811 (2014).
- (26) ケネディ判事は、公共空間において私人が政府の後援を受けた宗教的メッセージを発信することを政府はコントロールしてはならないとの主張も行っているが、そのような立場は宗教的多数派に肩入れすることになるとの批判もある [Blowstein 2014: 434-435]。
- (27) ただし、この点は *Engel* 判決および *Schempp* 判決を大きく変更するものではなく、連邦最高裁は祈祷がなされた場が公立学校であったか否かによって判断を分けているとも考えられる [Ryan 2000: 1383; Cokle 2007: 325-326]。
- 23頁。
- 神尾将紀 [2005] 「合衆国憲法修正第1条にいう「国教樹立禁止」条項に関する司法審査基準のアーリーナ——Lemonテスト, Endorsementテスト, Coercionテストの位相——」早稲田法学第80巻第3号349頁。
- 根田恵多 [2014a] 「合衆国最高裁の政教分離判例における「エンドースメント・テスト」の諸相——「エンドースメント論」と「エンドースメント・テスト」の緊張関係——」社学研論集第23巻178頁。
- [2014b] 「合衆国最高裁の政教分離判例における「レモン・テスト」の形成と混乱——ブラック判事の「分離の壁」論とパーガー判事の「ライン」論——」社学研論集第24巻76頁。
- 高畑英一郎 [2001] 「高校アメリカンフットボールの試合前における祈祷の合憲性」日本法学第67巻第1号195頁。
- 土屋英雄 [1993] 「アメリカにおける政教分離と「受容主義」——連邦最高裁での“強制”テストと“法的強制”テストを中心として——」高岡法学第4巻第2号35頁。
- 徳永達哉 [2004] 「アメリカ判例に見る「強制」の法理——公立学校における国旗敬礼・祈祷儀式に関する判例を素材として——」比較社会文化研究第16号67頁。
- 長谷部恭男 [1998] 「公立学校卒業式での祈祷 *Lee v. Weisman*, 505 U.S. 577 (1992)」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』有斐閣162頁。
- 藤田尚則 [1993] 「*Lee v. Weisman*, U.S. ___, 112 S. Ct. 2649 (1992) ——公立学校の卒業式に際して、聖職者が invocation 及び benediction を捧げることは、第1修正の国教禁止条項を侵害する」アメリカ法 1993-2号298頁。
- 門田孝 [2009] 「政教分離原則の検討枠組みに関する一考察——合衆国連邦最高裁判例解読の試みと併せて」名古屋大學法政論集第230号271頁。
- Alembik, Marcia S. [2006] *The Future of the Lemon Test: A Sweeter Alternative for Establishment Clause Analysis*, 40 GA. L. REV. 1171.
- Blowstein, Alan [2014] *Constitutional Myopia: The Supreme Court's Blindness to Religious Liberty and Religious Equality Values in Town of Greece v. Galloway*, 48 LOY. L. A. L. REV. 371.
- Conkle, Daniel O. [2007] *The Establishment Clause*

参考文献

榎透 [2009] 「アメリカにおける国教樹立禁止条項に関する違憲審査基準の展開」専修法学論集第107号

- and Religious Expression in Governmental Settings: Four Variables in Search of a Standard, 110 W. VA. L. REV. 315.
- [1993] Lemon Lives, 43 CASE W. RES. L. REV. 865.
- Gey, Steven G. [1994] Religious Coercion and the Establishment Clause, U. ILL. L. REV. 463.
- Goldberg, Steven [2006] Beyond Coercion: Justice Kennedy's Aversion to Animus, 8 U. PA. J. CONST. L. 801.
- Laycock, Douglas [1986] "Nonpreferential" Aid to Religion: A False Claim about Original Intent, 27 WM & MARY L. REV. 875.
- McConnell, Michael W. [1992] Religious Freedom at a Crossroads, 59 U. CHI. L. REV. 115.
- [1986] Coercion: The Lost Element of Establishment, 27 WM. & MARY L. REV. 933.
- Muehlhoff, Inke [2000] Freedom of religion in public Schools in Germany and in the United States, 28 GA. J. INT'L & COMP. L. 405.
- Paulsen, Michael S. [1993] Lemon is Dead, 43 CASE W. RES. L. REV. 795.
- Ryan, James E. [2000] The Supreme Court and Public Schools, 86 VA. L. REV. 1335.
- Sherry, Suzanna [1992] Lee v. Weisman: Paradox Redux, 1992 SUP. CT. REV. 123.
- Strasser, Mark [2009] The Coercion Test: On Prayer, Offense, and Doctrinal Inculcation, 53 ST. LOUIS U. L.J. 417.
- Sullivan, Kathleen M. [1992] Foreword: The Justices of Rules and Standards, 106 HARV. L. REV. 22.
- Sutherland, Arthur E. [1962] Establishment According to Engel, 76 HARV. L. REV. 25.
- Veen, Jon [2000] Where Do We Go from Here? The Need for Consistent Establishment Clause Jurisprudence, 52 RUTGERS L. REV. 1195.